

広報

YAME

やめ

【今月の主な内容】

「八女東部スポーツ公園」今秋グランドオープン

2

ホテルの光に励まされて

3

7月21日(日)は「第23回参議院議員通常選挙」の投票日です

4~5

矢部ある記① — 「日向神の奇岩 七福神岩」

12



笑顔はじけるプール開き

すなわ
白百合幼稚園（柴田淳園長）で6月19日(水)、プール開きがありました。白百合っ子の杜広場内に設けられたプールには元気な子どもたちの歓声が響いていました。

2013(平成25年)

No.1023





「八女東部スポーツ公園」 今秋グランドオープン!!

グリーンピア八女に県内でも数少ない天然芝2面を有する「八女東部スポーツ公園」がいよいよこの秋オープンします。

この公園は主にサッカーやグラウンドゴルフを中心に芝生を痛めない種目や行事であれば、レクリエーション、集会等にも利用できますので、多数の利用申込みをお待ちしています。

現在は芝生の養生中で、緑いつばいのフィールドになる9月にはオープン記念行事を開催します。メインイベントとして9月16日(祝)、サッカー元日本代表OB選手多数を迎えて少年少女サッカー教室や地元選抜チームとの「ドリームサッカー」を盛大に開催する予定です。ご期待ください。その後、10月に冬芝への切

替を行い11月から一般に貸し出す予定です。

予約は3か月前から受付しますが、県大会以上の大きな大会や合宿利用については、優先して予約できますので、スポーツ振興課またはグリーンピア八女までお尋ねください。

【利用料金】1コマ2時間

●サッカーコート1面使用料

▽八女市民 2100円

▽八女市民以外 3150円

※利用は2時間単位です(アマチュア以外は別料金になります)。

【利用申し込み】

●11月から一般に貸し出します。申し込みは利用日の3か月前から受け付けます。

※県大会以上の大きな大会や合宿利用は優先して予約できます。

【利用予約】
●グリーンピア八女(☎0943-42-2400 ㊧42-2422)

【問い合わせ】

詳しいことや不明な点については、総合体育館内スポーツ振興課までお問い合わせください。

▽スポーツ振興課(☎0943-24-1230 ㊧24-0029)

八女東部スポーツ公園落成記念

ドリームサッカー
in 八女

9/16(祝)



ホタルの光に 励まされて。

昨年の豪雨災害にも負けず、市内ではホタルまつりが開催されました。立花町辺春地区、黒木町田代地区、そして「上陽はヒカリを取り戻すっ祭」と名称を変えて開催した上陽町。特に被害が大きかった星野村小野地区では、今年のホタル祭りは中止されました。

まだまだ災害の傷跡が多く残る中、命の輝き・ホタルの光は復興への希望の光となりました。上陽と辺春のホタルまつりを覗いてみました。

黒木町田代のホタル



上陽北浜学園の生徒による琴の演奏

「再び上陽町でホタルの乱舞を見られる日が来ることを信じている」——そんな願いを込め6月1日(土)・2日(日)、ほたると石橋の館で『上陽はヒカリを取り戻すっ祭』がありました。

県内有数のホタル鑑賞地・上陽町では毎年『ホタルと銘茶まつり』が開かれ、大勢の見物客でにぎわっていました。今年も昨年の豪雨災害により川の様子が一変。ホタルの幼虫とそのえさとなるカワニナも流され、観賞場所も被災し危険なため案内ができず、名称を変えての開催となりました。しかし、ホタルの光は消えてはいませんで

上陽はヒカリを取り戻すっ祭

した。5月中旬、闇夜に光るホタルを発見。それを見た住民たちは、「涙が出るほどうれしかった」と喜び合いました。

八女市観光協会上陽支部の小川健之会長は、復興へ向けての意気込みを力強く語ります。「あれほどの大水害の後でホタルは出ないだろうとあきらめていたら、昨年より少なくなりましたが、ホタルが出ていました。自然の力はすごいと感動し、励まされました。ホタルは上陽の誇り。上陽で再び盛大にホタル祭りを開催できるように、カワニナの養殖をするなど頑張っていきます」



地元の人たちによるバザー



水害の写真の展示

辺春ホタルまつり

辺春地区で5月25日(土)から6月2日(日)まで『辺春ホタルまつり』が開かれました。水害による大きな被害がなかった同地区では、今年もホタルが乱舞。訪れた人たちはのんびりとホタルを観賞し、土日にはバザーを楽しみました。

まつり実行委員会の野中昇さんは「今年で14回目。遠くからも大勢の人に見に来ていただき、感謝しています。今年もホタル祭りが開催できなかつた地域もありましたので、八女への見物客をつなぐ意味でも良かったと思います。来年はたくさん地域でホタル祭りが開催できるように願っています」と話していました。



辺春ホタルまつりでバザーを楽しむ見物客

7月21日(日)は「第23回参議院議員通常選挙」の投票日です

期日前投票・不在者投票は7月20日(土)まで

7月21日(日)は「第23回参議院議員通常選挙」の投票日です。選挙は、私たちの意思を政治に反映させる大切な機会であり、私たちが主権者として政治に参加する唯一の機会でもあります。これから先の国政を任せる人を、自分自身の一票で悔いのないように選びましょう。



投票できる人は…

満20歳以上の日本国民にはすべて選挙権がありますが、選挙人名簿に登録されていなければ投票をすることができません。今回の選挙で投票できるのは、次の要件にあてはまり、選挙人名簿に登録されている人です。
▽要件Ⅱ平成5年7月22日までに生まれた人で、平成25年4月3日以前から八女市に居住し、引き続き住民基本台帳に登録されている人

【八女市に転入した人は…】

平成25年4月3日までに転入届を済ませた人は、八女市で投票することができます。

【八女市内で住所変更した人は…】

平成25年6月20日までに市内で住所変更の届を済ませた人は、新しい住所の投票所で投票できます。6月21日以降に住所変更の届をした人は、元の住所の投票所で投票してください。

【八女市から転出した人は…】

平成25年3月21日から7月21日までに他の市町村に転出した(する)人で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合、八女市の選挙人名簿に登録されていれば、八女市で投票することができます。

投票所および投票時間

投票所は、次の25か所です。会場によっては、閉鎖時間を19時に繰り上げています。自分の投票する会場および時間帯を入場券で確かめておいてください。

投票所	会場	投票時間
第1投票所	福島小学校体育館	7時～20時
第2投票所	八女市民会館「おりなす八女」研修棟	7時～20時
第3投票所	長峰小学校体育館	7時～20時
第4投票所	八女市総合体育館	7時～20時
第5投票所	上妻小学校体育館	7時～20時
第6投票所	三河小学校体育館	7時～20時
第7投票所	八幡小学校体育館	7時～20時
第8投票所	川崎小学校体育館	7時～20時
第9投票所	忠見小学校体育館	7時～20時
第10投票所	岡山小学校体育館	7時～20時
第11投票所	西中学校体育館	7時～20時
第12投票所	農業活性化センター	7時～19時
第13投票所	研修センター「発心」	7時～19時
第14投票所	黒木地域交流センター「ふじの里」	7時～19時
第15投票所	豊岡コミュニティセンター	7時～19時
第16投票所	串毛コミュニティセンター	7時～19時
第17投票所	木屋農村環境改善センター	7時～19時
第18投票所	笠原集会所	7時～19時
第19投票所	大淵小学校体育館	7時～19時
第20投票所	立花市民センターイベントホール	7時～20時
第21投票所	筑南小学校体育館	7時～20時
第22投票所	白木コミュニティセンター	7時～19時
第23投票所	旧上辺春小学校体育館	7時～19時
第24投票所	矢部公民館	7時～19時
第25投票所	星野行政福祉センター	7時～19時

投票所入場券をお届けします

投票所入場券は、郵送で各世帯にお届けします。

入場券は、世帯ごとの封筒になつていきますので、ミシン目に沿って開封し、個人ごとに切り離して、投票に行くときに持参してください。

なお、入場券をなくした場合でも投票することができますので、当日投票所の受付係員に申し出てください。もし、投票日が近づいても入場券がお手元に届かないときには、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票日に投票ができないときは期日前投票の利用を

前投票と同様に選挙期日の公示日(告示日)の翌日からとなります。

仕事や旅行、レジャー、出産が近いなどの理由で当日投票所へ行つて投票できない(見込み)人は、期日前投票をすることができません。期日前投票は、従来の不在者投票に替わる制度で、投票用紙を二重封筒に入れて、外封筒に署名する手続きが不要になりました。

なお、病院・老人ホーム等の指定施設や滞在地における不在者投票等(会場は八女市役所103会議室のみ)は従来どおり行われますが、投票開始は期日

【期日前投票】

- ▶ 期間Ⅱ 7月5日(金)～20日(土)
- 八女市役所103会議室
- ▶ 期間Ⅲ 7月14日(日)～20日(土)
- 上陽支所小会議室
- 黒木総合支所第5会議室
- 立花市民センター101研修室
- 矢部公民館
- 星野村行政福祉センター大集会室
- ▶ 時間Ⅱ 8時30分～20時
- ▶ 持参するものⅡ 投票所入場券(届いていないときは結構です)

投票のしかたと順序

※今度の選挙は2回投票します。

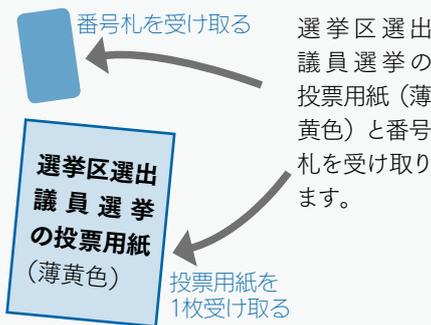
インターネットでの投票はできません

1 受付

投票所の受付で入場券を係に見せてください。選挙人名簿で本人確認します。※入場券が届いていない時は結構です。



2 投票用紙を受け取ります (選挙区)



3 選挙区を投票します

投票記載所で候補者の氏名を書きます。

選挙区選挙の投票箱に投函します。



4 投票用紙を受け取ります (比例代表)

選挙区の投票が終わったら、番号札と引き換えに比例代表選挙の投票用紙(白色)を受け取ります。



5 比例代表を投票します

投票記載所で候補者の氏名または政党名を書きます。



比例代表選挙の投票箱に投函します。

投票をするときは、選挙人がすべて自分で投票用紙に候補者の氏名または政党名を記載する自書投票になっています。ただし、心身の故障などにより自分で記載することができない

代理投票・点字投票もできます

郵便等投票の申請手続は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便等での不在者投票もできます

身体障害者手帳、戦傷病者手帳および介護保険被保険者証の交付を受けている人で、一定の等級や程度に該当する場合、郵便等で不在者投票ができる制度もあります。

- 日時 7月21日(日)21時15分
- 場所 総合体育館2階球技場

即日開票します

選挙区選挙・比例代表選挙それぞれについて選挙公報をお届けします。また、選挙区選挙の公営ポスター掲示板を市内に設置します。もし、この掲示板がこわれていたときは、お手数ですが市選挙管理委員会へご連絡ください。

選挙公報をお届けします

投票の秘密は、固く守られます。気軽ににご相談ください。いときは、投票所の係員が投票のお手伝いをします。また、点字での投票もすることができ

※開票の状況を、市のホームページに掲載します。
<http://www.city.yane.fukuo.kg.jp>

インターネットを使った選挙運動ができるようになりました

今回の参議院議員選挙から、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。一般の有権者は、電子メールを使った選挙運動はできませんが、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ等)を使って選挙運動ができるようになりました。

なお、①未成年者②選挙事務関係者③特定公務員④選挙権および被選挙権がない人は、引き続き全ての選挙運動ができません。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。
ネット選挙運動総務省 検索

乗合タクシーを利用ください

今回の参議院議員選挙では、旧3町2村(黒木、立花、上陽、矢部、星野地区)にお住まいの有権者で、合併による投票所の統合などの理由で投票所まで行くのが困難な人を対象に、お近くの期日前投票所まで無料の乗合タクシーを運行します。

期日前投票所までの乗合タクシーが無料となる期間は、7月16日(火)から7月19日(金)までです。この期間内に期日前投票のために乗合タクシーをご利用の際は、予約センター(☎33・2002)にその旨をお伝えください。なお、乗合タクシーを利用する場合、事前に登録が必要となります。登録申込みについては、地域支援課または各支

あなたの1票大切にしましょう

最近の選挙における投票率は、低下傾向が続いています。残念ながら八女市においてもこの例外ではありません。特に20代の若者の投票率の低さが目立ちます。

自らすすんで投票し、大切な1票を無駄にすることのないようにしましょう。

選挙に関する問い合わせ

八女市選挙管理委員会事務局(八女市役所総務課内)
☎23・1111

平成25年度の 国民健康保険税を お知らせします

今年度の税率
は、据え置き
になりました



本年度の八女市の国民健康保険税の税率が決まりました。7月中旬ごろ国民健康保険（以下、国保）の加入者がいる世帯に、国民健康保険税の納税通知書を発送します。

国保は、被保険者の皆さんの病気やけが、出産や死亡の際に必要な給付を行うもので、国民健康保険税はその重要な財源のひとつです。

国民健康保険税の納税義務

者は「世帯主」です。世帯の国保加入者全員の「医療分」「後期高齢者支援金分（以下、支援分）」の所得割、資産割（医療分のみ）、均等割、平等割の合計で計算し、40歳から64

歳の国保加入者がいる場合は、これに「介護分」を加えた額になります（表①参照）。

7月にお届けする納税通知書は、平成25年4月から平成26年3月までの1年間の税額をお知らせし、7月から3月までの9期（年金天引きとなる特別徴収の世帯は6期）に分けて納めていただくものです。

ただし4月から7月上旬までに社保加入や離脱、転入や転出などの異動届を提出した世帯は、その異動により月割計算した税額になっています。それ以降の異動分は、基本的にそのつど窓口で計算を行い、納付書の発行などを行います。窓口で計算できない分については、異動があった月の翌月以降に税額を計算し、必要に応じて納付書と同封して変更後の税額をお知らせします。

また年度途中で75歳を迎え後期高齢者医療制度へ移行する人は、誕生日の前月までで計算しています。国民健康保険税は加入した月から計算し、月割りで課税します。加入した月とは、届出日ではなく実際に転入した日や会社の健康保険を脱退し

た日です。届出が遅れたら、さかのぼって課税することになります。

特別徴収

次の①～③の全てに該当する場合、国民健康保険税は年金から天引きとなる「特別徴収」になります。

①世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者全員が64歳～74歳である。
②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。

③国保世帯主が介護保険料の特別徴収（年金天引）対象者で、その介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金支給額の2分の1未満である。

今年度、初めて特別徴収になる世帯は、第1～3期（7～9月）を普通徴収で納付し、残りの第4～9期分を10月、12月、2月の3回に分けて、年金からの天引きで納付していただきます。

昨年すでに特別徴収の世帯は、平成25年2月の年金から天引きした額と同額を「仮徴収」として4・6・8月に天引きします。そして平成25年度の税額が決定した後、仮徴収分を差し引いた額を10・

国民健康保険加入者で、認定証などをお持ちの人へ

認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日

認定証の更新には手続きが必要です

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

現在お持ちの「認定証」は、7月31日までが有効となっています。引き続き、8月以降も「認定証」が必要な人は8月中に更新の手続きをしてください。「認定証」は申請月の初日から有効となります（この「認定証」は入院・高額外来時に必要になります。医療機関へ提示するとひと月の自己負担限度額までの請求となります）。

●場所〓市民課国保年金係または各支所国保担当窓口

●持ってくるもの〓

▽国民健康保険証▽現在お持ちの「認定証」▽世帯主の認め印

【70歳以上75歳未満の人】

▽国民健康保険証▽現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」▽世帯主の認め印

※非課税世帯の人で、過去1年間に91日以上入院した場合、長期入院の認定をするためには領

平成25年度国民健康保険税の税率表(表①)

	医療分	後期支援分	介護分
所得割	(H24年中の総所得金額等-33万円)×7.2%	(H24年中の総所得金額等-33万円)×2.7%	(H24年中の総所得金額等-33万円)×2.2%
資産割	H25年度の固定資産税額×17.0%	—	—
均等割	被保険者1人当たり 23,000円	被保険者1人当たり 7,300円	被保険者1人当たり 8,000円
平等割	1世帯当たり 22,000円	1世帯当たり 7,000円	1世帯当たり 7,000円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

- 国民健康保険税は、医療分+後期支援分+介護分(40歳以上65歳未満の国保加入者)の合計になります。
- 所得割、資産割、均等割は被保険者ごと、平等割は世帯ごとに計算します。
- 医療分、後期支援分、介護分のそれぞれを計算した税額が限度額を超えた場合、賦課限度額の税額になります。

12・2月の3回に分けて年金から天引きで納付していただきます。

◆特別徴収から普通徴収に変更したい場合

現在、国民健康保険税が特別徴収の世帯、または10月から納付方法が特別徴収になる世帯で、普通徴収を希望する場合は、申請により納付方法を変更することができます(口座振替のみ)。

国民健康保険税の軽減、減免について

◆世帯の所得による軽減

前年度の世帯の所得が基準以下の場合、国民健康保険税の均等割と平等割を7割、5割、2割に軽減する場合があります。

申告による所得が基準額以下の場合、その基準に依りて軽減した納税通知書を送付します。申告がないと世帯の所得が不明なため、軽減の判定ができません。所得の申告をお願いいたします。

◆非自発的失業者の軽減

倒産や解雇、雇い止めなどの非自発的理由で離職した人

は、申請により所得割が軽減される場合があります。ハローワークが発行した雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ申請してください。

これに該当すると、軽減対象となる人の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を計算します。

●対象は次の全てに該当する人

- ①雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34
- ②離職時の年齢が65歳未満
- 軽減期間＝離職日から翌年度末まで

※6月までに申請書を提出している場合、7月に送付する納税通知書には軽減後の額を記載しています。

◆後期高齢者医療制度に移った人がいる世帯の軽減

低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減(平等割、均等割の5割、2割軽減)を受けている世帯で、国保から後期高齢者医療制度へ移った人(特定同一世帯所属者)がいる場合、世帯主や世帯の人員、収入に変更がなければ、これまでと同じ軽減を受けることができます。

国民健康保険税の平等割の軽減

特定同一世帯所属者がいることで、国保加入者が1人になる世帯は、特定世帯として平等割(医療分と支援分)が5年間2分の1になり、その後3年間は特定継続世帯として4分の3になります。

特定(継続)世帯の軽減の基準日は4月1日です。年度途中に世帯主が変わる場合、その月から軽減が非該当になります。

そのほか、被用者保険加入者が75歳到達などにより後期高齢者となり、その被扶養者が国保に加入する場合(旧被扶養者)や、災害により著しく納税能力を失った場合なども、国民健康保険税の一部減免制度を設けています。

減免は、その事由を証明する書類を添えた申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

収書(最近分で91日以上)が必要となります。

※重度障害者医療証をお持ちの人で住民税非課税の世帯に属する人は、医療機関で「認定証」を提示すると、自己負担月額500円が300円に減額されます。

※「認定証」をお持ちでなく、入院等の予定のある人は、事前に国保担当窓口までご相談ください。

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

国民健康保険加入者で、70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度加入者は除く)は、7月31日で「受給者証」の有効期限が切れます。7月中に新しい「受給者証」を送付します。期限の切れた「受給者証」は回収しませんので、各自で処分してください。

※7月2日～8月1日の間に70歳になる人には、交付式でお渡ししますので、別途通知します。

平成25年度国民健康保険税と認定証・高齢受給者証の更新の手続きについての問い合わせ

▼市民課国保年金係
(☎23・1116)

▼黒木総合支所 市民生活福祉課市民・税務係 (☎42・1113)

▼立花支所 市民生活福祉課市民係 (☎23・4932)

▼上陽支所 市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎54・2218)

▼矢部支所 市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎47・3111)

▼星野支所 市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎52・3113)

制度に加入して



- 問い合わせ=市民課公費医療係 (☎23・1117)
- 福岡県後期高齢者医療広域連合 (☎092651・3111)

保険料額の算出方法

被保険者ごとの保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

保険料額 (年額) ※限度額 55万円	=	均等割額 55,045円	+	所得割額 [総所得金額等 [※] - 33万円] × 10.88% (所得割率)
--------------------------------------	---	----------------------------	---	--

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
※年度途中で、後期高齢者医療の資格を取得された人は、加入された月から保険料の計算をします。

平成25年度の保険料軽減措置

軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 [※] の合計額
9割軽減	5,504円	【33万円以下】かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない】
8.5割軽減	8,256円	33万円以下
5割軽減	27,522円	【33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数】以下
2割軽減	44,036円	【33万円+35万円×被保険者数】以下

※「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

▽均等割額の軽減

世帯の所得等にに応じて、保険料均等割額が軽減されます。

※「世帯」とは、4月1日時点の

世帯（年度途中で75歳になる人、県外から転入された人等はその時点）が基準となります。

▽所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の人は、所得割額が5割軽減となります。

▽被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。
※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

保険料額の通知

保険料額の詳細が記載された「平成25年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月中旬に送付予定です。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成25年

後期高齢者医療 いる皆さんへ



7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（オレンジ色）の有効期限は、平成26年7月31日までの1年間となっております。7月下旬までに簡易書留で郵送します。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（オレンジ色）を医療機関の窓口で提示してください。7月31日までに新しい被保険者証（オレンジ色）が届かない場合は、市民課公費医療係までお問い合わせください。

なお、保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限が短い被保険者証を窓口で交付いたします。

被保険者証の自己負担割合を 確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年8月に前年の所得をもとに、今年8月から翌年7月までの

後期高齢者医療被保険者証
（オレンジ色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年 7月31日	
被保険者番号	八女市
住所	八女市
氏名	見本
生年月日	平成 年 月 日
資格取得年月日	平成 年 月 日
発給期日	平成 年 月 日
交付年月日	平成 年 月 日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号	394402102
被保険者の名簿及び印	福岡県後期高齢者医療広域連合

1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は、同じ世帯の被保険者で市町村民税の課税所得が145万円以上の人がいる場合には、3割となります。ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、市民課公費医療係に申請すれば1割の自己負担割合となります。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の②または①に該当）

②本人の収入が383万円未満
①本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満とな

るときは、1割の自己負担割合となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新です

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）の有効期限は、平成25年7月31日までにとなっています。減額認定証をすでにお持ちの人で、平成25年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの減額認定証を被保険者証と同封してお届けします（一部の人には広域連合から直接郵送されます）。

【減額認定証とは】

市町村民税が非課税の世帯に該当する人が、入院または高額外来診療を受ける際に、減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額や、入院時の食費・居住費の負担が軽減されます。なお、減額認定証をお持ちでない人が新たに交付を希望する場合は、市民課公費医療係での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】

①被保険者証②印鑑③その他非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

暮らしの中に息づく 差別をなくす取り組み

7月、福岡県同和教育啓発強調月間。同問題をはじめとする様々な人権問題に対して、県をあげてその解決に向けて考えていこうという節目の月です。差別をなくす取り組みは、単に人権問題を正しく理解することだけでなく、暮らしの中の人の人権を守る取り組みとして、暮らしの中に息づいています。今回はその中から、特に子どもたちを守る取り組みとして、教科書無償、奨学金、統一応募用紙についてご紹介します。



保護者の皆様へ

お子様の御入学おめでとうございます。この教科書は、義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代をなう子供たちに対し、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いをこめて、その負担によって実施されております。一年生として初めて教科書を手にする機会に、この制度にこめられた意義と願いをお子様にお伝えになり、教科書を大切に使うよう御指導いただければ幸いです。

文部科学省

<http://www.mext.go.jp/>

教科書はどうして無償なの？

小学校や中学校では、入学式や新学期を迎えると、真新しい教科書が配られます。現在は無償で配布されている教科書ですが、今から50年ほど前までは家庭ごとに購入したり、兄弟姉妹や親戚、友人知人等から使わなくなった古い教科書を譲ってもらったりして揃えていました。その頃の教科書代は小学校で700円、中学校で1200円。これは当時の日当の2〜4日分に相当し、働く親たちにとっては大きな負担となっていました。

当時、高知県の差別に苦しむ母親たちが憲法の学習をする中で、「憲法では義務教育は無償とすると謳っているのに、教科書が無償ではないのはおかしい、憲法が守られていない」という意識が目覚めました。そして貧困や差別に苦しむ地域の子どもたち

のみならず、全ての子どもに学ぶ機会を保障する活動として、「教科書をタダにする会」が発足し、教科書無償運動が始まりました。運動は地域の母親だけでなく、様々な団体の賛同を得て、全国的な取り組みにまで発展しました。そしてついには国を動かすことになり、昭和38(1963)年に「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」が制定され、昭和44(1969)年には全小中学校の教科書が無償で配布されるようになりました。



「当時の保護者の思いも伝えていきます」
■立花小学校
中尾 薫 校長

本校では、教科書を最初に手に取る機会である、入学式終了後の新1年生保護者説明会の時間を使ってお話をしています。文部科学省から配布される封筒の裏側の文面を紹介し、なぜ教科書が無償になったのか、そこに込められた当時の保護者たちの思いも併せて伝えていきます。また2年生以上の児童には、始業式後の教科書配布を行うときに、クイズ形式の資料を使ってよりわかりやすく話をします。実は教科書の裏表紙には「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう」というメッセージが記さ

れています。機会があればぜひ一度見ていただきたいですね。子どもたちが夢や希望を叶えていくための大切な教科書です。そんな思いに触れることも、人権学習の大切な取り組みだと思えます。

全ての子どもに学ぶ権利の保障を

日本の高校進学率は98・1%(平成22年度文部科学省「学校基本調査」より)と、世界的にみても高い水準にあります。その土台を支えているのが奨学金制度です。

日本の奨学金制度は昭和18年に始まりますが、当時は成績優秀者で経済的に困難な学生のみが対象とされていました。福岡県内の高校進学率は昭和41年当時で77・9%と全国水準を上回る数字でしたが、一方で同和地区では43・3%と低い水準となっていました。差別による不安定な仕事や低収入、生活不安等が、子どもたちの進学する夢を阻害していたのです。このような中から「差別による悪循環を断ち切りたい」という思いが解放奨学金制度の設立に繋がっていきます。この奨学金制度の一番の特徴は、成績条項を撤廃した点でした。これにより今まで奨学金を受けたくても受けられなかった子どもたちが、進学・就職という自分の夢や目標実現に向けて、大きく道を切り開いたのです。

「人権のまちづくり 市民の集い」を開催

八女市では、同和問題をはじめ様々な人権問題を市民のみならずと考へ、解決に向けて「人権のまちづくり市民の集い」を開催します。お気軽にご参加ください。

●問い合わせ＝人権・同和政策課（☎23・1490）

黒木会場 （黒木開発センター）



7/6
(土)

- 開会＝13時30分～
- 講演「報道（メディア）と人権」
- 講師＝藪本雅子さん（フリーアナウンサー）

立花会場 （働く婦人の家）



7/13
(土)

- 開会＝13時30分～
- 講演「ちひろコンサート～金子みすゞの心とともに～」
- 講師＝ちひろさん（歌手・作曲家）

八女会場 （おりなす八女）



7/15
(祝)

- 開会＝13時30分～
- 講演「夢に向かって～ゴールボールとの出会いとパラリンピックへの夢～」
- 講師＝安達阿記子さん（ゴールボール金メダリスト）

解放奨学金は関係法の廃止により平成14年に（財）福岡県教育文化奨学財団「高等学校奨学金」として生まれ変わりましたが、現在も「借りやすく、返しやすい奨学金」として従前の意思を引き継いでおり、平成25年4月現在で県内の高校生約18000人（県全体の約13%）がこの奨学金を受けています。部落差別をなくす運動から生まれた制度が、今では県内全ての子どもたちの夢の実現を支える大きな柱となっているのです。



■黒木中学校
宇佐原 茂 校長

「生徒の夢を実現するための投資」

毎年4月の学年保護者会の中で、3年生の保護者に対して奨学金制度についての説明を行っています。近頃では景気悪化による経済的な不安や、ひとり親、外国籍の保護者家庭など、

採用選考の公平・公正を求めて

生活環境や学習環境が厳しい家庭が以前よりも増えてきました。また昨年は九州北部豪雨災害の影響も大きかったと思います。そのような厳しい状況にある生徒の進路実現を支える重要な制度です。実際に奨学金制度を利用された保護者から、「とても助かった」との声を聞くことがあります。奨学金は生徒の夢を実現するための投資であり、学習権の保障に繋がる制度でもあります。そのことも併せて、保護者や生徒たちに伝えていきます。

私たちには、日本国憲法が保障している「職業選択の自由」があります。これは、全ての人がその適性や能力に応じて、自分が希望する職業に就く機会を与えられているという意味です。以前は就職・転職時の採用選考資料として、社用紙（事業所独自の履歴書や身の上書）を使用していました。

その内容は、本籍地や親の職業、経済状態、家族構成、宗教、など本人の能力や適性に関係ない項目も設定されており、それに基づいて採用の可否を決めようとする、いわゆる就職差別が行われることもありました。

このような就職差別を助長する社用紙の改善や、就職差別の解消に取り組む運動が始まりました。その成果として、昭和47年に「全国高等学校統一応募用紙」が制定されました。これまでに数回の様式改定を重ね、応募者の人権により配慮されたものとなっています。この統一用紙により、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保することができたのです。

「生徒たちを安心して送り出せるよう」

■福島高校 人権教育担当

松藤 佳史 先生

福岡県は全国でもいち早く同和教

育に力を入れてきたこともあり、県内の高校ではほぼ全ての学校で就職差別をなくす取り組みを行っています。3年生の人権学習の特設授業において、全国統一応募用紙を使用した学習が進められ、実際に記入させることで自分の能力や適性に関係のない事で合否が決定される事に対する不安や憤りなど、感じ方は様々だと思えます。

それがもし、自分自身やクラスの友達が、不合理な選考によって就職差別を受けたとしたら、どう思うかと考えさせます。体験を通して生徒自身が考え、感じる事によって差別のおかしさに気づいてほしい。そんな願いがあります。

就職は人生の大きな岐路のひとつです。高校を卒業し、社会に出ていく生徒たちを安心して送りだしてあげられるよう、ほぼ全ての高校が一緒になつて取り組んでいます。



7月の
横町町家
交流館の
催し

七夕飾り展

七夕は古くから行われていた日本の
お祭り行事で、一年間の重要な節句を
あらわす五節句のひとつにも数えられ

ています。一般的に毎年7月7日の夜
に、願いごとを書いた色とりどりの短
冊や飾りを笹の葉につるし、星にお祈
りをする習慣が今も残ります。
横町町家交流館7月の企画展は福
島保育所・三河保育所・長峰保育所・
八幡保育所の手作りの七夕飾りを展
示。園児たちが願いを込めて作った短
冊や、各保育所の趣向を凝らした七
夕飾りを展示します。どうぞご覧く
ださい。

●期間 7月3日(水)～7月28日(日)
●会場・問い合わせ 八女市横町町
家交流館(本町94番地) ☎23・4
311



7/15
祝

上陽祇園祭

●問い合わせ=八女市商工会
上陽支所 ☎54・2851

★祈願祭=

7月15日(祝)10時～須賀神社

★おみこし巡幸=15時～16時30分ごろまで幼児・

小中学生・商工会青年部・10基・総勢330人が参加します。

《コース》上陽公民館→上陽支所前道路→保健センター前広場

→上陽支所前道路→上陽公民館

※子ども法被渡しは14時から上陽公民館で行います。

★豪雨災害復興チャリティイベント(保健センター前広場)

17:00～オープニング / 17:10 キッズダンス NEW CHILDREN'S /

17:45上陽おやじバンド Oz's / 18:20～カラオケ大会(ゲスト博多屋本店)

/ 19:20～チャリティ抽選会 / 20:00～陽の上太鼓

納涼花火 大会

7.15
祝

観覧場所=上陽保健センター前広場

20時30分から打上開始。

★19時30分から花火終了まで大門口
柴尾線の一部および旧国鉄北川内駅前
線と堂山1線を交通規制します。

★雨天等天候により延期の場合は7月16日(火)

1,000発の
花火

祇園祭(星野) こっばげ面

期日=7月11日(木)
7月14日(日)、15日(祝)



祇園祭(黒木)

《おみこし》
期日=7月20日(土)21日(日)
《黒木納涼花火大会》
期日=7月22日(月)20時～
場所=大藤対岸

岩崎の子ども川祭り

●日時=7月13日(土)9時～
●場所=宇佐八幡宮・岩崎公民館
●問い合わせ=文化課
(☎23・1982)

矢部川物語

●期日 9月14日(土) 場所
宮野公園(べんがら村横)



花火
大会

今年度は9月14日(土)に宮野公
園で開催することになりました。
詳細は広報やめ8月1日
号でお知らせします。
●問い合わせ 矢部川物語実
行委員会事務局(地域支援
課 ☎23・1224)

寄附のお礼(敬称略)

●三河小学校へ
▽栗原泰夫 卒業写真廊下掲
示用額縁8枚
●木屋小学校へ
▽木屋小学校団体保険(P T
A) 児童図書23冊

【未来を担う子どもの教育及
び少子化対策事業】
▽匿名 1件
【その他市長が必要と認める
特定の事業】
▽岡本 栄(大阪市富田林市)
▽匿名 1件
※5月末現在累計額 2242
4万1304円

ふるさと支援寄附のお礼(敬称略)

ふるさと支援寄附のお礼(敬称略)

キリトリセン

郵便はがき

8 3 4 - 8 7 9 0

料金受取人払

八女郵便局

承認

108

差出有効期限
平成26年6月
30日まで

〈受取人〉

八女市本町647番地

(切手不用) 八女市長 行



8 3 4 8 7 9 0

7

《回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。》

ご住所		
(フリガナ) お名前		
年齢	歳 (性別) 男・女	☎

あなたの声を届けてください!

皆さんが日ごろ八女市に対して思っていることを、市長に届けてくだ
さい。将来の八女市づくりのため問題点は改善し、建設的な内容につ
いては実現に向けて努力してまいります。なお、市の事務と関係ない
ものについては回答しておりませんので、ご了承ください。

○市長室直通ファクスも市内からは無料でご利用いただけます。

0120・24・4554 (フリーダイヤル)

「社会を明るく する運動」強化月間

7/1~
7/31

おかえり。



第63回「社会を明るくする運動」が実施されます。この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうという国民運動です。八女地区管内では、保護司を中心とした各種団体や市・町により、主に左記の内容が取り組まれます。

◎「社会を明るくする運動」をテーマとした八女地区青少年弁論大会

●日時 7月13日(土)13時

●場所 おりなす八女

◎「社会を明るくする運動」作文コンテスト

●募集 7月12日(金)～9月10日(火)

◎啓発集会や大型店舗など数か所での街頭啓発等

八女地区青少年弁論大会

●日時=7月13日(土)13時～

●場所=おりなす八女ハーモニーホール

安全・安心なまちづくりのための意見を述べる弁論大会に、市内の各中学校・高校から代表者が出場します。青少年の素晴らしい意見発表を、ぜひ聞きにきてください。

筑後地区青少年弁論大会

●日時=7月26日(金)13時～

●場所=えーるピア久留米

(久留米市諏訪野町 1830-6)

こちらの大会にも来てね!

「保護司」の活動をご存知ですか?

「保護司」は全国で約5万人が活動しており、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員(ボランティア)です。役割としては、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、地域の犯罪予防活動に取り組んでいます。八女管内(八女市、筑後市、広川町)では57人(平成25年5月現在)の保護司が活動をしています。

●八女市での街頭啓発 7月1日(月)※開催時間・場所等は次のとおりです。

▽旧八女市)▽ゆめタウン八女店 17時

▽トライアル八女店 17時

▽マルキョウ八女店 17時

▽マックスバリュ本村店 17時

▽Aコープ八女店 17時

▽べんがら村 17時

▽旧上陽町)▽上陽支所前 17時

▽旧黒木町)▽Aコープ黒木店 17時

▽アスタラビスタ黒木店 17時

▽旧立花町)▽道の駅たちばな 13時30分

▽旧矢部村)▽矢部支所前 7時30分

▽旧星野村)▽星野支所前 8時

●問い合わせ 八女保護司会 藤さん (045・0092)

キリトリセン

ご意見記入欄

(八女市広報H 25.7)

上陽町 陽泉俳句会

うれしさが背中に躍るランドセル 吉泉 守峰
溪流の傷みさびしき山女釣り 柴田 啓一
母の日や母恋ふことに齢なし 荒川ミヤ子
梵鐘の音の和らぐ青葉風 城後 正子
ひと花は母の姿や二輪草 古賀シツカ
おもて 倉ノ下和代
表にも裏にも燕飛ぶ日なり
しばらくは混戦模様 時鳥 大坪 清香
草取りて遠山に聴く子規 中村 境子
手庇して見上げる空に桐の花 大坪 延子

キリトリセン

あなたの声をお待ちしています

市政に対するご意見や苦情、疑問など、あなたの「声」をお待ちしています。建設的なご意見やご提案については、市長や担当課などから直接ご本人へ回答もしていますので、住所・氏名・電話番号等連絡先の記入をお願いします。次のいずれかに該当するものについては、対応できない場合があります。

- ▽特定の個人を誹謗、中傷、非難するなどしているもの▽公の秩序または善良の風俗に反するもの▽明らかに営利を目的としているもの▽趣旨が不明確もしくは不明なもの▽その他、市が不適当と判断するもの
- 問い合わせ 市長公室秘書広報係 (023・1110)

「被災地を忘れないで」 とのメッセージを届ける



ガレキーホルダーはプラスチックのがれきを高圧洗浄し、はさみなどでカットして作られています。1個600円で店舗やインターネットで販売。牛島さんは取り扱ってくれる店舗も募集しています。

ガレキーホルダーで被災地支援活動 牛島和也さん(高塚)

東日本大震災で被災した岩手県陸前高田市で、八女市出身の牛島和也さんは「瓦ReKEYHOLD ER(ガレキーホルダー)」の製造販売を通して支援活動に取り組んでいます。ガレキーホルダーは、仮設住宅で暮らす主婦たちや福祉作業所で働く障害者たちが、市の許可を得て拾ったがれきを洗浄・加工し作製。「被災地を忘れないで」とのメッセージを全国に届けるとともに、現地の雇用・収入にもつながっています。

大学卒業の年の3月に起きた東日本大震災。「目の前で苦しんでいる人がいるのに何もできない悔しさがこみ上げてきた」と牛島さん。母校・福島高校で講師をしながらも、ずっと被災地のことが頭を離れませんでした。そんな時、ガレキーホルダーの活動している人のブログを見て、「一度きりの人生。今困って

いる人のために何かをしたい」との思いが強くなり、昨年4月に被災地へと向かいました。現在、男性4人で共同生活をしながら、わずかな給料と貯金を切り崩しながら活動を続けています。6月5日(水)、福島高校の開校記念式典で講演し、後輩たちにその思いを伝えました。「一人では何もできない。協力・応援してくれる人がいるからこそ活動ができています。人とのつながりの大切さや、八女が大好きだということにも改めて気づきました。八女を若い力で盛り上げていってほしい。いずれ私も故郷に帰り、八女に貢献できればと考えています」



ガレキーホルダー
(陸前高田)

陸前高田市では24,000人の人口のうち1,556人が亡くなり、今なお行方不明者218人の捜索が続けられています。小さな瓦礫の背景には、人々のたくさんの思いが詰まっています。

7月

7月の館内整理日は26日(金)

《本館の休館日》※月曜・館内整理日
1月(月), 8月(月), 22月(月), 26(金), 29月(月)

《上陽・立花・矢部・星野分館の休館日》
※月曜・祝・休日・館内整理日
1月(月), 8月(月), 15(祝), 22月(月), 26(金), 29月(月)

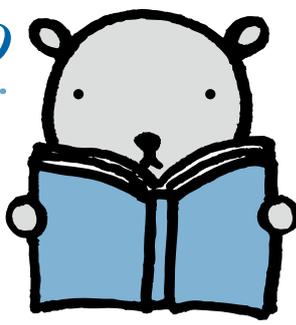
《黒木分館の休館日》※火曜・祝・休日・館内整理日
2(火), 9(火), 15(祝), 16(火), 23(火), 26(金), 30(火)

7月の図書館だより

八女市立図書館(本館) ☎22・2504
※本館の開館時間=平日10時~20時
土日祝10時~18時

上陽分館 ☎54・3131 矢部分館 ☎47・2258
黒木分館 ☎42・0400 星野分館 ☎52・3120
立花分館 ☎37・1522
※分館の開館時間=9時~17時30分

ホームページ www.library.yame.fukuoka.jp



「楽しいおはなしの世界へようこそ!」
たなばたおはなし会

ここにグループとなかよし文庫の皆さんによる、手づくりのおはなし会です。皆さんのご参加をお待ちしています。

- 日時 7月27日(土) 11時~
- 会場 八女市立図書館 立花分館2階大会議室
- 問い合わせ 同分館 (☎37・1522)

- ☆たなばたおはなし会☆**
- ① 手あそび・指あそび「たなばたさま」
 - ② 紙芝居「まあちゃんのかいひかみ」
 - ③ パネルシアター「はたらくくさま」「ぶたためきつね」
 - ④ マジミン不思議クラブのマジックタイム
 - ⑤ 人形劇「くじくじ」

夏休み児童向け企画
☆こわいおはなしのみきかせ

7月、8月の第4土曜日のよみかかせは、いつものよみかかせではなく、こわいおはなしよみかかせです。

- 期日 7月27日(土)・8月24日(土)
 - 時間 14時~
- なつやすみスタンプラリー**
- 図書館の本を借りてスタンプを集めよう!
- 期間 7月20日(土)~9月1日(日)

自由研究おたすけ隊!!

自由研究に役立つ本を紹介するよ。

- 期間 7月13日(土)~8月29日(木)

7月のよみかかせ

幼児~小学生の皆さん対象です!

♥本館=6日、13日、20日、27日、(おはなしコーナー)
※いずれも土曜日14時から
※27日は小学生対象です。

♥黒木分館=6日(土)11時~おはなしコーナー

7月のあかちゃんよみかかせ

0~2歳くらいの赤ちゃん対象です!

♥本館=20日(土)11時~2階研修室

♥黒木分館=25日(木)11時~おはなしコーナー

平成25年度「八女市未来づくり協議会（総会）」を開催しました

21のまちづくり協議会で構成する「八女市未来づくり協議会」の第1回協議会（総会）が5月29日（水）、八女市役所で開催されました。

各まちづくり協議会から2人の委員が出席し、本年度の活動計画を含む次の事項について承認されました。

●役員体制

会長 草場雄二郎（黒木）
副会長 米田政彦（八女）

福原信彬（立花）

小川健之（上陽）

田島富士雄（矢野）

酒見康則（星野）

●今後の重点活動

- ①地域振興計画の策定推進
- ②まちづくり団体事務担当者の研修
- ③校区・地区単位での女性リーダーの育成

●平成25年度の主な事業計画

- ①地域振興計画策定セミナーの開催（未策定協議会への啓発）
- ②地域づくり実践発表会の開催
- ③地域づくり研修会の開催
- ④まちづくり研修会（先進地視察研修）の開催

未来づくり協議会終了後、市執行部との懇談会が開催され、重点活動に掲げられている地域振興計画について、活発な意見交換が行われました。



完成した地域振興計画をもつ串毛地区の草場会長（右）と光友地区の福原会長（左）

串毛・光友地区の地域振興計画が完成しました！

串毛・光友地区の地域振興計画が完成しました。両地区では、平成23年度から2年間にわたり、住民アンケートや集落座談会、各種団体の懇談会等を通じて住民の意見を聴取し、地域の方針や将来像について地域振興計画がまとめられました。

このたび、完成した両地区の地域振興計画が各まちづくり協議会および市執行部に配布されました。この計画には、地域の皆さまからいただいた貴重な意見を反映し、よりよい地域づくりの基本目標が掲載されています。この計画を実現するために、両協議会では「改善プログラム」を作成し、市と協議しながら事業が進められます。

地域の皆さまのご協力とご理解をよろしくお願い致します。

風水害に備える

八女消防本部（☎24・0119）



今年も梅雨期に入り、さらに台風が到来する季節となりました。昨年、水害に見舞われ、甚大な被害を受けた河川敷や土砂崩れの発生した場所では未だ復旧作業が続いています。これらの場所では大雨や台風の到来に伴い、土砂災害や河川の氾濫など、大きな被害が発生する危険性があります。

事前に台風の大きさや進路を予測し、事前の備えを十分に行いましょう。

- 窓や網戸を補強する
- 避難時のため、非常持出品をまとめておく
- 3日以上の水や食料などを準備しておく
- 避難所や避難所までのルートを確認しておく
- 過去の豪雨で被害のあった場所など、危険か所を調べておく
- 防災ラジオの電源を確認しておく

激しい雨が降り続いたり、台風が接近したりしたら、気象情報や避難情報などに注意してください。「まだ避難勧告は出てないから大丈夫」とは考えず、自宅周辺の状況に注意しながら隣近所に声を掛け合い、早めの避難、対応をしましょう。



土砂災害の情報について

地域支援課防災安全係（☎23・1731）

豪雨や台風等による災害は、洪水だけではなく土砂災害にも気を付けておかなければなりません。福岡県や気象台では土砂災害危険度情報を発表しますが、八女市でも土砂災害危険度情報のレベルに応じて避難勧告や指示を発令します。FM八女はもちろんのこと、携帯電話エリアメールやテレビ、防災無線、広報車等でお知らせしますので日ごろから注意してください。

土砂災害は雨量が少ない場合でも発生する恐れがあります。地下水の濁りや傾斜のはらみ、山鳴り等の前兆現象に気づいたら早めに避難をするように心がけてください。

そんなときは未納のままにせず、
保険料免除制度や猶予制度のご利用を

国民年金保険料の免除制度・ 若年者納付猶予制度のお知らせ

国民年金保険料を
納めるのがちょっ
とムズカシイ・・・



経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請して認められれば、保険料の納付が免除されたり猶予されたりする制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態が障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますのでご注意ください。なお、保険料の免除には、本人、配偶者、世帯主の所得基準が定められており、基準を満たさない場合は免除を受けることができません。また市県民税の申告をしていない人は、所得の審査ができないため申請されても免除承認されません。申告をしたうえで申請ください。免除や猶予の種類は次のとおりです。

◆全額免除制度

申請して認められれば、保険料の全額が免除されます。この期間は、将来受け取る年金額が、全額納付した場合の2分の1として計算されます。

◆一部納付(免除)制度

「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」があります。

いずれも申請が必要です。この期間は、将来受け取る年金額が、それぞれ全額納付した場合の8分の7、8分の6、8分の5として計算されます。

◆若年者納付猶予制度

保険料の免除は、申請者本人のほか配偶者や世帯主の所得も審査の対象となります。そのため一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、免除制度を利用することができません。そこで20歳代で保険料の納付が困難な人は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料を後払いにする制度があります。この場合、所得の審査は本人と配偶者のみで行います。猶予された期間は、将来年金を受け取る際の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆将来の年金受給額を確保するために

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べて受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間については10年以内であれば保険料の追納(後払い)ができるよう

なっています。

※保険料の免除や納付猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆手続き(申請)について

本庁市民課国保年金係、または各支所の年金の窓口で申請をしてください。申請に必要な書類は次のとおりです。

●国民年金手帳または基礎年金番号通知書

●退職(失業)した人が申請する際は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票など
※平成25年1月1日現在八女市に住んでいなかった人は、平成25年1月1日に住んでいた住所地での所得証明が必要です。

◆申請は7月から

国民年金の免除などの承認期間は7月から翌年6月までです。平成25年度の免除申請は7月1日から受け付けます。
※平成24年度(平成24年7月から平成25年6月まで)の免除などの申請は平成25年7月末日までとなっています。申

請がお済みでない人はお急ぎください。

●問い合わせ〓市民課国保年金係(☎23・11116)

●黒木総合支所市民生活福祉課市民・税務係(☎42・113)

●立花支所市民生活福祉課市民係(☎23・4932)

●上陽支所市民生活福祉課市民生活福祉係(☎54・2218)

●矢部支所市民生活福祉課市民生活福祉係(☎47・3111)

●星野支所市民生活福祉課市民生活福祉係(☎52・3113)

年金相談

月に一度、久留米年金事務所
の職員が個別に年金相談に
応じます。相談をご希望する
人は、前日までに同事務所へ
予約してください。

●相談日〓7月25日(木)筑後商
工会議所/8月21日(水)八女商
工会議所

●時間〓10時〜16時
●申し込み・問い合わせ〓同
事務所(☎0942・33・
6215)

※年金の受給や請求について
のお問い合わせは、「ねんきん
ダイヤル」でも受け付けてい
ます。(☎0570・05・1
165) ☎03・6700・
1165)

もんぺーかわいい！もんぺ博覧会

今年で3回目となる「もんぺ博覧会」が5月29日(水)～6月2日(日)まで八女伝統工芸館で開かれました。会場には市内を含む4業者が500点のもんぺを展示し販売しました。伝統的な紺柄に加え、カラフルな色や柄のもんぺもずりりと勢揃いし、多くの人が買い求めていました。また、戦時中、婦人標準服として普段

着に指定されたもんぺの歴史を紹介し、着物をリサイクルして作られていたもんぺは着物のリメイクなど現代にも理にかなう服であることを紹介しました。伝統工芸館とともに催しを企画した白水高広さんは「もんぺの着心地を体感し、男女問わず多くの人が日常着として取り入れてほしい」と話していました。



紺柄や色とりどりのカラフルなもんぺが並んでいました

自慢ののどを競う



インタビューを受けるグランプリの高見さん(右から2人目)

第30回記念八女茶山唄日本一大会が6月2日(日)、黒木体育館で行われました。県内外から集まった8歳から93歳までの152人が自慢ののどを競いました。

八女茶山唄は茶揉み歌として江戸末期から歌い継がれてきたものです。出場者は「縁がないなら茶山にござれ茶山茶どころ縁どころ」と昔の茶山の風景をしのばせる歌詞を、尺八の伴奏に合わせて独特の節回しで披露しました。また、30回を記念して山本美香さん

によるショーも行われ会場に花を添えました。審査の結果、少年少女の部をのぞいた3部門の優勝者で争うグランプリには青年の部優勝の高見恵子さん(熊本県大津町)が輝きました。その他の部門の優勝者は次の通りです(敬称略)。

【少年少女の部】古賀ももこ(八女市黒木町)

【壮年の部】友田豊子(熊本市)

【高年の部】西川栄子(熊本市)

團さんをしのぶ

作曲家團伊玖磨さんの命日である5月17日(金)、だご汁忌が素盞鳴神社境内で行われました。團さんは、旧陸軍音楽隊にともに所属した前黒木文化連盟会長の吉村誠さんとの縁でたびたび黒木を訪れては、好んでだご汁を食べられていたそうです。

式では、境内にある碑前に團さん好物のだご汁が供えられたあと、團さん作曲の「だご汁の歌」、「八女消防の歌」を黒木小学校(今村辰子校長)の6年生と八女消防本部がそれぞれ披露しました。今年も、久留米で活動しているコーラスグループ「ソワべ久留米」



團さん好物のだご汁を供えました

も参加し「だご汁の歌」を合唱。式後は、いりこ、じゃがいも、夏豆、かぼちゃと歌詞とおりの具だくさんのだご汁がふるまわれ、出席者は團さんをしるのびつつ味わっていました。



だご汁の歌を披露する黒木小児童

人権擁護委員が表彰されました

5月22日(水)福岡県人権擁護委員連合会総会が行われました。その中で、多年にわたって人権擁護活動に尽くされたとして次の人権擁護委員が表彰を受けました。

- 法務省人権擁護局長感謝状
- 川口正子(山内)
- 全国人権擁護委員連合会長表彰
- 川口 恵(上陽町)

東日本大震災被災地から 後輩へメッセージ伝える



福島高校開校記念式典が6月5日(水)にあり、同校出身で東日本大震災の被災地・陸前高田市に移り住み支援活動を続けている牛島和也さんが全校生徒の前に講演しました。

高校時代の思い出から、被災地へと向かった思い、現在取り組んでいる『ガレキホール



写真を見ながら現地の様子を語りました

ダー』の制作・販売活動を通して人とのつながりを改めて学んだことなど話しました。「被災地では今も、がれき処理作業は続いています。一つ一つ手作りのガレキホルダーを手にとって、被災地に心を寄せてほしい」と牛島さん。また、「一人一人の元気で福高を、八女を盛り上げていってください」と後輩にエールを送りました。

話を聞いた生徒は「東日本大震災のことを改めて思いました。被災地で頑張っている先輩を誇りに思います」と話していました。同校生徒会では翌6日、昼休みにガレキホルダーを販売しました。生徒や一般の人も購入し、用意していた140個はすべて売り切れました。

(関連記事は15ページ)

自分の命は自分で守り、被災した経験を次世代へつなげる 防災講演会

防災講演会が5月22日(水)、八女市民会館おりなす八女で開催されました。九州北部豪雨の経験を次の災害にどう生かすかを考えようと昨年に引き続き、群馬大学理工学研究院の片田敏孝教授が講師を務めました。

昨年の講演後に発生した九州北部豪雨にふれ「昨年災害はどこでも起こることなのでそれらに備えましょう」と話をしましたが、実際にここ八女で災害が発生しました。私自身ショックでしたし、やはりどこにでもあり得ることなんだと肝に銘じました。だからこそ災害後改めて考えたい」と話しはじめました。

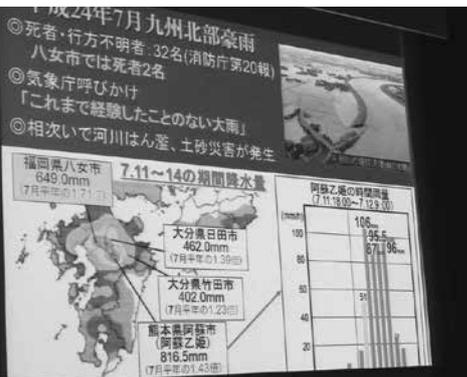
九州北部豪雨で八女には649ミリという平成7月の一か月の雨量の1.7倍もの雨が降りました。「災害の規模からすれば、もっと被害者が出てもおかしくない状況でしたが、土曜の朝で自主防災組織の組織率も高く、住民が一体となって避難誘導を行うなど、住民の皆さんの防災意識の高さが被害を最小限に抑えることができました

した」と見解を示しました。また、ここ数年気象災害が非常に多くなっており、ゲリラ豪雨や、それに連動するように土砂災害も増えており、地球温暖化の影響で台風が年を追うごとに巨大化しているといった近年の気象状況に触れられました。

「気象災害は、毎年毎年そのシーズンになるとそのリスクにさらされる危険性があります。去年もあつたが今年もあるかもしれない。八女市民は、昨年の経験を絶対に生かさないでほしいません。得た教訓は何だったのか、改めて一度自分の中で

整理し、防災という面を取り組み、次世代に教訓という形で残していくことが被災し生き残った者の責務。今度また同じような時に同じ状態に陥らないという決意を、地域でそして個人で持つことが大事です。そのための取り組みを地域の

子どもたちに見せ、八女ではこのような災害が起こり、このように備えていくことだということを子どもたちに伝えていただき、将来にわたって地域の防災力を高めていただきたい。自然災害に向き合っているのは行政ではなく地域社会全体であり、その中に行政の役割、住民には自助の役割があります。そして地域から一人の犠牲者もださないという姿勢が、これからの地域防災のあり方ではないでしょうか」と訴えました。



豪雨時の気象データなどさまざまな資料を示しながら話しました

65歳以上の皆さんの

介護保険料を

お知らせします

平成25年度の
納入通知書は
7月中に送付
します

※基準額 4,700円(月額)

所得段階	対象者	保険料率	保険料額(月額)
第1段階	●生活保護受給者 ●市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	28,200円
第2段階	●本人および世帯全員が市民税非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 ×0.50	28,200円
第3段階	●本人および世帯全員が市民税非課税 (第1段階・2段階以外の人)	基準額 ×0.75	42,300円
第4段階	●本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 ×0.90	50,760円
第5段階 (基準額)	●本人が市民税非課税で世帯員に課税者あり (第4段階以外の人)	基準額 ×1.00	56,400円
第6段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が125万円未満)	基準額 ×1.15	64,860円
第7段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満)	基準額 ×1.25	70,500円
第8段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満)	基準額 ×1.50	84,600円
第9段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が300万円以上)	基準額 ×1.75	98,700円

介護保険制度は、施行から13年が経過し、介護サービス利用者や介護給付費が年々増加するなど、社会保障制度として定着してきました。その反面、介護給付費の伸びが全国的な問題となっております。そして、今後さらに高齢化の進展が見込まれます。介護保険は、介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。市の介護保険制度を維持していくために必要な保険料です。保険料納付へ皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ 介護長寿課介護認定係 (023-13353)

●保険料は9段階

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況等によって、9段階に分かれています。平成24～26年度の八女市の基準額は4700円(月額)になります。あなたがどの段階になるかは、上の図をご覧ください。

●保険料の納付方法は

▼年金から天引き(特別徴収)

介護保険料を年金から天引きすることを「特別徴収」といいます。年金が年額18万円以上支払われている人は、あらかじめ年金から天引きされます。

▼納付書や口座振替での納付(普通徴収)

年金が年額18万円未満の人や年度途中で65歳になられた人、他の市町村から転入されてきた人などは、市から送付される納付書で納めてください。

●口座振替が便利です!

市が指定する金融機関で口座振替の手続きをすると、翌月分以降は口座から振替ができて便利で安心です。

- 保険料の納付書 ●預金通帳
- 印鑑(通帳の届出印)

以上の3つを持って、金融機関で手続きしてください。

●保険料を納めるのが困難な場合は

生活が著しく困難で、資産などを活用しても保険料を納付できない人は、納期までに介護長寿課に相談してください。次のいずれかに該当する場合は、減額されることがあります。

- ①災害で著しい損害を受けた。
- ②主たる生計者の所得が激減した。
- ③生活保護法で定める基準以下の収入で、現に生活保護を受けていない。

●介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請をして「介護や支援

が必要な状態である」と認定される必要があります。介護保険被保険者証(黄色)を窓口までご持参ください。申請受付は、介護長寿課および各支所の介護保険担当課で行っています。

●保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような給付制限が適用されることがあります。

- ▽1年以上…介護サービスにかかった費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(9割)が支払われます。
- ▽1年6か月以上…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになります。
- ▽2年以上…介護サービスの自己負担分が、通常の1割から3割に引き上げられます。未納期間が長いほど、この期間も長くなります。

滞納額が大きくなると、まとめて納めるときの負担感も大きくなります。できるだけ早めに納めましょう。



申請はお済みですか？

高額介護サービス費 支給申請



支払った1割の自己負担額が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。ただし、払い戻しができるのは申請月からさかのぼって2年以内となります。

住民税課税世帯 (下記の区分に該当しない人)	世帯 37,200円/月
住民税非課税世帯	世帯 24,600円/月
<ul style="list-style-type: none"> ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●住民税が世帯非課税で老齢福祉年金を受けている人 	個人 15,000円/月
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	個人 15,000円/月 世帯 15,000円/月

※上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の課税状況などにより判断します。

※同一世帯の中に介護保険サービスを受けている人が複数の場合は、世帯合算ができます。
(例) 夫は介護保険施設に入所し、妻はデイケアを利用中など

※該当すると思われる人に対してのみ、市から高額介護サービス費支給申請書を送付します。なお、一度申請していただくと、それ以降は毎月申請する必要はなくなり、高額介護サービス費の支給が発生した場合には、指定口座へ自動的に振り込みをします。その際に、支給対象者には振り込み前に決定通知書を交付します。

●手続きに必要なもの

- ①介護保険証(写し可) ②印鑑 ③通帳

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

介護長寿課介護サービス係

(☎ 23・2545)

介護保険料

介護保険料特別徴収を平準化します

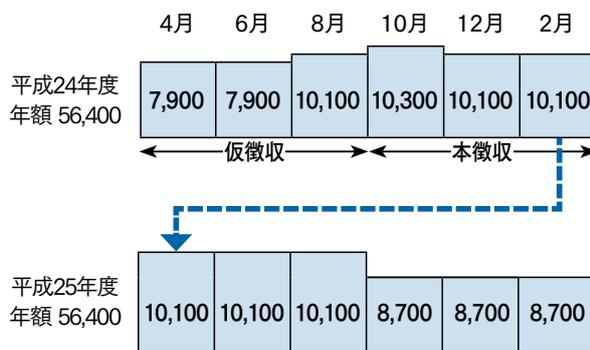
介護保険料の特別徴収は仮徴収と本徴収に分かれており、通常下記のように納めていただきます。

▶**仮徴収**…前年の所得が確定していないため、確定するまでの間、前年度の2月と同じ額を仮に納めていただきます。

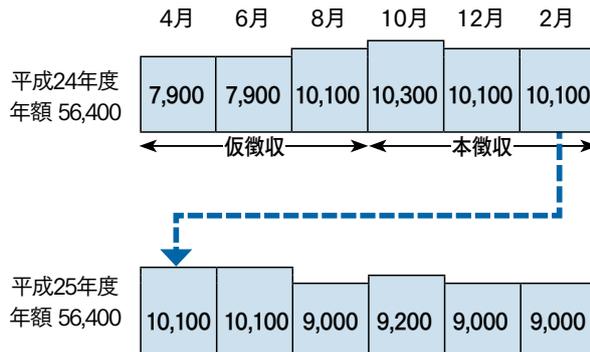
▶**本徴収**…確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を4回に分けて納めていただきます。

なるべく急激な上昇をさけるよう8月以降の4回で徴収額を調整しています。

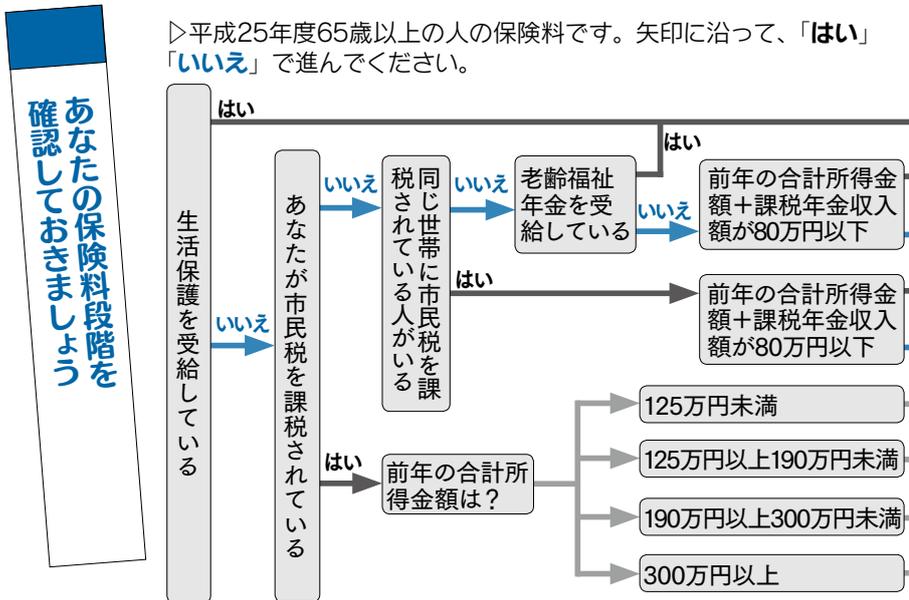
平準化しない場合



平準化する場合



※上記のグラフは前年度、本年度ともに第5段階の人をモデルにしています。



「いつまでも げんきで！」 元気なうちから 介護予防



保健師等による「介護予防」に関する講話を行います。希望の際は、『八女市生涯学習まちづくり出前講座』としてお申し込みください。

●問い合わせ＝介護長寿課高齢者支援係 (☎23・1308)

【介護予防とは】

元気な人が介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な人も、できるだけ機能を維持・改善できるようにする取り組みです。

【運動機能向上とは】

ほんのちよつとの段差でつまずいたり、階段や坂道で転んでしまったりした経験はありませんか。骨折やけがをすることがきつかけとなり、もともとの持病であった高血圧、糖尿病、心臓病などの病気が悪化し、認知症や寝たきりになることさえあります。転びにくい体づくりのコツを学んでみませんか。

【口腔機能向上とは】

噛めない・飲み込みにくいことはありませんか。口の健康に取り組むことで、おいしく食事ができる、飲み物がむせなくなる、発音が聞き取りやすくなります。口



の健康にも取り組んでみませんか。

【栄養改善とは】

食がすすまない、好きなものだけを食べるなど食事の量が少なかったり、偏った食生活をしたりしていませんか。健やかに過ごすために、「気がついたら低栄養」にならないように、1日の食べ物の目安や脱水の予防などに努め、おいしく食べることを学んでみませんか。

【認知症予防とは】

脳も体の一部なので、同じように加齢による変化が起こります。新しいことを覚えるにくくなったり、物をどこに置いたか探したりすることはありませんか。老化と認知症の違いについて学んだり、認知症予防に役立つことは何か、学んでみませんか。

【閉じこもり予防とは】

いつまでも、元気で過ごすためには、からだの健康だけではなく、人とつながること、地域社会に参加することも大切です。

げんき脳講座

申込み不要！
当日お気軽にご
参加ください

募集

げんき脳講座で脳トレしませんか。体操や音楽療法なども取り入れた介護予防プログラムです。継続して参加されることで、仲間もでき楽しい講座です。1回だけの受講もできます。お友達をお誘いのうえ多くのご参加をお待ちしています。

- 対象＝認知症予防に関心のある人。事前申し込みは必要なく、どの講座でも自由に参加できます。当日は、動きやすい服装で飲み物をご持参ください。
- 日程・会場・内容＝

- ①7月18日(木)「認知症について理解しよう、社会資源について」／講師＝八女市地域包括支援センター管理者 檜室美恵子さん
 - ②7月23日(火)「指先を使って脳トレ！ ニングー簡単な折り紙等を体験します」／講師＝保育士平嶋きぬ代さん
 - ③8月1日(木)「からだを動かし、筋力をつけよう」／講師＝健康運動指導士 松村恵美子さん
 - ④8月6日(火)「音楽で心身ともにリフレッシュ」／講師＝音楽療法士 中村芳子さん
- 時間＝いずれも10時～11時30分
 - 会場＝おりなす八女はちひめホール
 - 参加費＝無料※保健師による「物忘れ」等に関する相談にも応じますのでお気軽にお越しください。
 - 問い合わせ＝介護長寿課高齢者支援係 (☎23・1308)

老人クラブ 会員募集！

あなたの元気を地域
づくり・まちづくりに



「第二の人生を仲間と楽しく過ごしたいけれども、どうしたらよいか分からない」そんな人はいらっしゃいませんか。

八女市が元気を持ち続けていくためには、高齢者の皆さんが元気に活躍していただくことが必要です。八女市老人クラブ連合会は、200を超える単位老人クラブで構成され、1万人を超える会員がいきいきと活動しています。

主なものとして、囲碁・将棋・書道・料理などの生きがい高める活動、グラウンドゴルフ・ペタンク・ゲートボールなどの健康増進活動、地域の清掃や友愛訪問などの社会貢献活動等、豊かで明るい長寿社会の実現をめざして、これまで培われた知識と経験を活かした種々の活動を行っています。これらの活動を通して心身機能の保持・増進が図られ、介護予防に大いに役立っています。

興味がある人、会員になりたいと思われる人は、お気軽にお問い合わせください。

●申込・問い合わせ＝

八女市老人クラブ連合会事務局（多世代交流館共生の森）(☎22・2257)

八女市介護長寿課高齢者支援係 (☎23・1308)



お知らせ



福岡県の石炭産業と山本作兵衛作品とともに

福岡共同公文書館では、福岡県の石炭産業を公文書や展示パネル、歴史資料をもとに紹介いたします。世界記憶遺産として有名な山本作兵衛氏の絵画(レプリカ、未登録原画)も公開。

- 講演会や講座も期間中に予定しており、随時ホームページでお知らせします。観覧無料。
- 期間 7月2日(火)～9月29日(日)、9時～17時※休館日は月曜・祝日(月曜日にあたるときはその翌日)
- 場所・問い合わせ 福岡共同公文書館

同公文書館(筑紫野市上古賀)
(☎092・919・6166)

☎ <http://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/>

医療講演会

八女鍼灸マッサージ師会主催。入場無料

● 日時 7月7日(日)13時～14時30分

● 場所 社会福祉会館3階

● 内容 血液検査データの基礎知識(講師・黒岩光さん)

● 問い合わせ 大石さん
(☎24・0612)

早朝矢部川ウォーク

● 日時 7月14日(日)7時30分

● コース 宮野公園(集合)～千間土居公園～矢部川鉄橋周回約7キロ

● 参加費 一般百円、会員無料

● 問い合わせ 八女歩こう会 荒川さん
(☎090・4997・5813)

うたごえカンターレ八女

みんなで楽しく歌いましょう。

● 日時 7月21日(日)14時

● 場所 八女文化会館ホール

● 曲目 花は咲く、きよしのズンドコ節、夏の思い出など

● 会費 一人300円

● 問い合わせ 野上さん
(☎090・9571・3168)

共生の森「七夕まつり」

● 日時 8月4日(日)10時～13時

● 場所 多世代交流館「共生の森」

● 内容 竹の遊び(竹とんぼ・竹うま等)、紙の遊び(折り紙や新聞紙等)、バザー(じゃがいもまんじゅう・かき氷等)※

新1年生の七夕揮毫会(要申込、先着50人、表装紙代800円)

● 問い合わせ 同館 (☎22・2257)



ビーチボールバレー教室

室内用運動靴を持参ください。

● 日時 7月13日(土)20時

※毎月第2土曜日、参加無料

● 会場・問い合わせ SOUT Hクラブ (☎24・1340)

小学生水泳教室

水が苦手な人やもつと上手

大会参加募集

申込・問い合わせ = 総合体育館 (☎24・1230)

第3回八女市長旗(ナイター)野球大会

- 会場 = 立山球場
- 期日 = 8月18日～10月下旬
- ※開会式 = 8月18日(日)19時立山球場
- 参加費 = 5,000円
- 申込期限 = 7月15日(祝)
- ※抽選会を7月27日(土)19時から勤労青少年ホーム研修室で行います。

県民体育大会夏季大会水泳競技選手

- 大会日時 = 8月25日(日)
- 大会会場 = 県営筑豊緑地プール(飯塚市)
- 募集期間 = 7月13日(土)まで
- 対象者 = 八女市民(小学生以上)※小学生・中学生・高校生は標準記録を超えた人
- 募集人数 = 〈一般の部〉制限なし、〈少年の部〉35人※希望者多数の場合は各個人の記録に基づいて選考します。

に泳ぎたい人、参加してみませんか。

● 期日 7月23日～26日、30日、8月1日(計7日間)

● 会場 八女市民プール(べんがら村)

● 時間 17時～19時

● 参加費 1500円(スポーツ傷害保険代含む)

● 申込み 7月7日(日)八女市勤労青少年ホームにて13時30分～14時受付。印鑑と参加費をお持ちください。※応募者多数の場合は抽選。

● 問い合わせ 総合体育館 (☎24・1230)

● クラフトバッグ教室

クラフトバッグ作りと一緒に楽しみましょう。

● 会場 八女市勤労青少年ホーム1階会議室

● 申込み 7月21日(日)

● 問い合わせ 事務局馬場さん (☎090・9604・1869)

● 日時 8月3日(土)・4日(日)10時～12時※2日間で1個作ります。

● 参加費 千円(材料費)

● 申込期間 7月2日(火)～(先着10人)

● 申込・問い合わせ 総合体育館 (☎24・1230)

矢部川ふれあいカヌー教室

● 期日 8月3日(土)・4日(日)

※3日は市の講座が入るため申込みは4日のみ受付けます。申込書は総合体育館に準備しています。参加無料。

● 会場 矢部川・宮島堤防下仮設カヌー場(筑後市との境付近)

● 対象者 小学生以上(小学1・2年生は原則保護者同乗)

● 申込み 7月21日(日)

● 問い合わせ 事務局馬場さん (☎090・9604・1869)

九州北部豪雨被災者の皆様へ 被災者生活再建支援制度 申請は8/12まで!

(財)都道府県会館が行う被災者生活再建支援制度の「基礎支援金」(*)の申請締切日は平成25年8月12日(月)です。まだ申請がお済みでない人は、申請書に必要書類を添付の上、提出期限までに申請書の提出をお願いします。

● 提出先 = 福祉課、支所は市民生活福祉課

(*) 住宅が全壊・半壊解体・大規模半壊した世帯に支援金(50万円～100万円)を支給する制度です。詳細についてはお問い合わせください。

● 問い合わせ = 福祉課福祉総務係 (☎24・8030)

空き家情報を募集しています♪

4月から「八女市空き家バンク」の問い合わせ先を変更しています。空き家を売りたい・貸したい人は、下記までお問い合わせください。

- 募集対象エリア=黒木町・上陽町・立花町・矢部村・星野村
- 問い合わせ=市長公室企画政策係 (☎24・8013)
- ★ 受付時間=平日9時～16時30分
- ※ お越しの際は必ず事前にお電話ください。

市民との協働によるまちづくり提案事業 プレ・ゴールデンエイジ期の運動推進企画

① 八女体育道場

子どもたちの運動能力を刺激するコーディネーショントレーニング、礼儀、道具の管理など運動を楽しむための基礎を養います。さらに専門的なスタッフによるストレッチにて、スポーツ障害を予防します。

- 日時=毎週土曜日(7月6日～3月29日) 13時30分～15時30分

- 参加費=年間2万500円(保険料込み)年間35回開催
- 対象=4歳～小学校低学年

② U-9フットボールサッカー大会

当日集まった子どもたちをランダムにチーム分けするので、誰もがレギュラーとしてプレーできます。新しい友達との交流を通して協調性や自尊心を養う良い機会になります。

- 日時=毎月第4日曜日(7月28日以降) 9時30分受付開始～12時
- 参加費=300円(保険料)
- 雨天中止
- 対象=9歳以下であればサッカー経験は不問
- ①②共通
- 場所=八女市吉田グラウンド(ヤマトパチンコ裏)
- 問い合わせ=NPPO法人ぱーそなるケア・倉橋さん (☎050・1542・1171)



おりなす八女嘱託職員

- 募集=一般事務1人
- 業務内容=おりなす自主事業等の企画および一般事務
- 賃金等=八女市規定等による
- 任用期間=平成25年9月1日～平成26年3月31日
- 選考日=8月11日(日)
- 選考会場=おりなす八女交流棟
- 選考方法=書類審査および作文・面接
- 受付期間=7月16日(火)～7月31日(水)※月曜日を除く
- 提出書類=申込書(おりなす八女に準備)
- 申込・問い合わせ=男女共同参画・生涯学習課市民会館

係 (☎22・5332)

旧八女市学童保育所指導員

- 旧八女市小学校区8学童保育所の夏季休校中の指導員(非常勤)を10人程度募集します。
- 応募資格=65歳まで
- 募集期間=7月1日(月)～8日(月)
- 申し込み=社会福祉法人寿福祉会 (☎24・5311)

子どもたちと一緒に囲碁をしませんか

八女福島のアンビシヤス広場で子どもたちと一緒に囲碁で遊んでくれる人を募集します。

- 日時=毎月第2・4水曜日 15時30分～16時
- 場所=八女福島アンビシヤス広場(福島小学校北校舎2階)
- 問い合わせ=熊谷さん (☎090・7453・5495)

ポイント方式県営住宅入居者

- 募集住宅=県内に所在する県営住宅(詳細は募集案内書をご覧ください)
- 募集案内書の配布および受付期間=7月16日(火)～7月24日(水)(申込手数料は不要)
- 募集案内書の配布場所=市都市計画課、市総合支所および各支所窓口、県住宅供給公

資源ごみ拠点回収は大正町駐車場へ



平素より、資源ごみの分別収集にご協力いただきありがとうございます。毎月第4日曜日(8時30分～11時30分)に本庁舎で実施している「資源ごみ拠点回収」の会場を、7月28日から大正町駐車場に変更します。皆様のご理解とご協力をお願い致します。※変更の理由=市役所前駐車場をおりなす八女利用者の駐車場として優先させるため。

- 問い合わせ=社会環境課 (☎23・1462)

第8回環境フェア 出展者募集!

- 日時=10月20日(日)10時～14時(予定)
- 会場=おりなす八女交流棟および研修棟(※屋内)
- 出展対象(資格)=八女市内にお住まいの人、グループや団体※民間企業は対象外
- 基準および内容=①営利を目的としないもの②地球環境にやさしい取り組み等について紹介(展示等)できるもの
- ※不用品バザーは対象外③参加者の環境啓発推進につながるもの
- 出展料=無料
- 申込方法=社会環境課および各支所等に申込用紙を準備しています。
- 募集期間=7月1日(月)～7月19日(金)
- 審査=申し込まれた内容を審査し出展の採用・不採用を決定します。
- 申込・問い合わせ=社会環境課 (☎23・1462) / 黒木総合支所市民生活福祉課 (☎42・1463) / 立花支所市民生活福祉課 (☎23・4933) / 上陽支所市民生活福祉課 (☎54・2218) / 矢部支所市民生活福祉課 (☎47・3111) / 星野支所市民生活福祉課 (☎52・3113)

八女市内を2泊3日で巡り、市内の自然や文化・歴史・伝統工芸・観光資源を再発見するツアーを行います。今回は、「八女のいちばん」をテーマに、市内にある一番のものを探しながら探検します。

- 期日=8月7日(水)~9日(金)
- コース=《1日目》八女~上陽~星野~黒木(泊)《2日目》黒木~矢部~黒木(泊)《3日目》黒木~立花~八女
- 募集対象・定員=市内在住または通学する小学6年生および中学1年生40人(先着順)

- 参加費=3000円
 - 申込期間=7月3日(水)~16日(火)
 - 申込・問い合わせ=男女共同参画・生涯学習課(☎23・1318)
- ※詳しくは、小学校を通じて配布しているチラシをご覧ください。

九州電力からのお知らせ

■台風時の停電 情報をチェック
台風による停電時には、電話がつながりにくくなる場合があります。台風等非常災害時の停電情報は下記のホームページでもご確認ください。

■携帯メールサービス
台風による停電時には、登録していた携帯電話に停電情報をメール配信いたします。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

携帯電話版ホームページ
<http://kyuden.jp>

パソコン版ホームページ
<http://www.kyuden.co.jp>

社、同公社筑後管理事務所および大牟田出張所など

● 問い合わせ=県住宅供給公社(☎092・781・8029)

※応募等の詳細についてはホームページからご覧ください。
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/poster/index.html>

門家が個別に応じ、適切なアドバイスをします。

- 日時=8月2日(金)10時~17時
- 会場=八女総合庁舎大会議室(八女市本村25)
- 申込期限=7月18日(水)
- 問い合わせ=八女市教育委員会(☎23・1954)

月6日(金)

- 試験期日=▽一次 9月21日(土)▽二次 10月12日(土)▽三次 11月9日(土)▽四次 12月12日(木)の指定される日
- 応募資格=高卒(見込含)以上21歳未満の男女
- ③ 自衛官候補生(陸・海・空自衛官)
- 受付期間=《男子》年間を通じて行っています。詳細はお問い合わせください。《女子》8月1日(水)~9月6日(金)
- 試験期日=《男子》筆記試験 9月16日(祝)・17日(火)、口述試験・身体検査 9月22日(日)~10月1日に指定される1日
- 《女子》筆記試験・口述試験・身体検査 9月22日(日)~25日(水)に指定される2日
- 応募資格=18歳以上27歳未満の男女
- 問い合わせ=自衛隊八女地域事務所(八女市本町662-5)(☎24・5192)

べんがら村プール 7/13 オープン

- 営業日=7/13(土)~7/15(祝)、7/20(土)~9月1日(日) ※休館日7/22(月)、8/26(月)
- 営業時間=【スライダープール】《平日》10時~16時《土・日・祝》10時~17時
- 【25mプール】《全日》10時~17時
- 利用料金=大人(中学生以上)700円/小人(4歳~小学生)500円※利用料金には温泉大浴場の利用料も含まれています。※プール監視員募集!
- 問い合わせ=べんがら村(☎24・3339)

- 募集対象=(1)幼児・小学1年生の部(2)小学2~4年生の部(3)小学5・6年生の部(4)中学生・高校生の部(5)一般の部
- 募集作品テーマ=地震、津波、火山噴火、台風、豪雨、豪雪などの自然災害を対象とした「防災」に関するもの。これらのテーマを連想させる標語をいれた個人の作品で未発表のもの
- 応募期間=7月1日(月)~10月31日(木)

障害見巡回相談

お子さんの養育面に関する保護者の悩みや心配事に対して教育・医療・福祉等の各専門家が個別に応じ、適切なアドバイスを行います。

- 日時=8月27日(火)10時~12時
- 場所=久留米裁判所(久留米市篠山町21)
- 内容=模擬裁判、クイズなど
- 対象=小学5~6年生およびその保護者
- 申込み=7月9日(火)から電話で受付(先着親子26組程度)
- 問い合わせ=同所(☎0942・32・5387)

自衛官

① 一般曹候補生(陸・海・空自衛官)

- 受付期間=8月1日(水)~9月6日(金)
- 試験期日=▽一次 9月16日(祝)・17日(火)▽二次 10月5日(土)~11日(金)の指定される1日
- 応募資格=18歳以上27歳未満の男女
- ② 航空学生(海・空自衛官)
- 受付期間=8月1日(水)~9月6日(金)
- 試験期日=▽一次 9月21日(土)▽二次 10月12日(土)▽三次 11月9日(土)▽四次 12月12日(木)の指定される日
- 応募資格=高卒(見込含)以上21歳未満の男女
- ③ 自衛官候補生(陸・海・空自衛官)
- 受付期間=《男子》年間を通じて行っています。詳細はお問い合わせください。《女子》8月1日(水)~9月6日(金)
- 試験期日=《男子》筆記試験 9月16日(祝)・17日(火)、口述試験・身体検査 9月22日(日)~10月1日に指定される1日
- 《女子》筆記試験・口述試験・身体検査 9月22日(日)~25日(水)に指定される2日
- 応募資格=18歳以上27歳未満の男女
- 問い合わせ=自衛隊八女地域事務所(八女市本町662-5)(☎24・5192)

裁判所職員(高卒)

- 受付期間=7月16日(火)~25日(日) ※1次試験9月15日(日)
- 受験資格=今年4月1日現在高卒後2年以内の人および来年3月までに高校卒業見込みの人(今年4月1日で中卒)

介護支援専門員実務研修受講試験

- 試験日=10月13日(日)
- 試験会場=九州産業大学(福岡市東区松香台)
- 申込書配布期間・申込期間=7月24日(水)まで※消印有効
- 申込書は市役所介護長寿課にもあります。
- 問い合わせ=(☎092・431・4585) ※受験申込要領は(福岡県介護支援専門員協会HP)に掲載しています。

ひとり親家庭の父母対象

- ① パソコン初級講習会（ワード・エクセル・インターネット）
- 開催日時 8月19・20・21・22・23・26・27・28・29・30日（10日間）9時～12時
- 受講料 無料（テキスト代3150円程度は自己負担）
- 申込締切 7月29日（月）必着
- ② 日商簿記3級講座
- 開催日時 9月3・6・10・13・18・20・24・27日・10月1・4・8・11・16・18・22・25・29日・11月1・6・8日、18時～21時
- 受講料 無料（テキスト代）

中小企業最低賃金上げのための業務改善助成金のご案内

事業場の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、賃金上げのための業務改善経費の2分の1（上限100万円）を支給します。詳しくは福岡労働局労働基準部賃金課（☎092・411・4578）までお尋ねいただくか、福岡労働局ホームページでご確認ください。

http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

無料経営コンサルティングのご案内

最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士などの専門家による無料の経営コンサルティング業務を行っています。

● 相談窓口＝福岡県最低賃金総合相談支援センター（福岡市博多区吉塚本町9-15福岡県中小企業振興センター10F ☎092・624・0606）

退職金の悩みを中退共で解決しませんか

中小企業退職金共済制度なら、①掛金の一部を国が助成します②掛金は全額非課税。手数料も不要です。③社外積立金なので管理が簡単です。③パートタイマーさんも加入できます。詳しくはホームページをご覧ください。※「中退共」で検索

（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（☎03・6907・1234）

約5200円は自己負担

● 申込締切 8月8日（木）必着

①②共通

● 対象 ひとり親家庭の母、父、またはかつて母子家庭だった寡婦で就職・転職を希望している人。講習会終了後、アンケートに協力していただける人。

● 定員 20人

● 託児 有（1歳～就学前まで、事前申込が必要）

● 開催場所 2クロバンプラザ

● 申込方法 申込書に記入の上、郵送またはFAXでお申込みください。申込用紙は子育て支援課にも置いています。

● 申込・問い合わせ 福岡県母子寡婦福祉連合会母子家庭等就業・自立支援センター（〒8

16-0804春日市原町3-1-7クローバンプラザ6階受け箱11号

（☎092・584・3931、☎092・584・3923）

なかなか仕事につけない「ニート・ひきこもり等」でお悩みの人へ

福岡若者サポートステーションでは、学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に職業に就けず悩んでいる若者を対象に職業の自立など将来に向けた取り組みを行っています。厚生労働省の認定および福岡県の委託事業です。

● 対象者 16歳～15歳～39歳までの職業になかなかつけない本人および家族

日時 7月18日（木）14時～17時

● 場所 2サンライフ久留米2階第2会議室（久留米市諏訪野町2363-9）

● 内容 臨床心理士による食生活とこころの関係のお話、質疑応答

● 定員 約25人

● 参加料 無料

● 申込・問い合わせ 福岡若者サポートステーション サテライト筑後・坂田さん（☎080・3999・8896）

小・中学校の体育施設を利用しませんか

市民のスポーツ活動に体育館や運動場を開放しています。利用したい人は必ず「利用者の会」に参加してください。

※利用者の会に参加するには事前に団体登録が必要です。

《8月利用者の会》

● 日にち 7月20日（土）

● 時間・学校名 13時30分～（福島小、長峰小、福島中）

14時15分～（八幡小、岡山小、西中）

15時～（上妻小、三河小、南中）

15時45分～（忠見小、川崎小、見崎中、上陽北浜学園）

● 会場・問い合わせ 総合体育館（☎24・1230）

● 漬物製造業の報告制度が5月31日から始まりました

平成24年8月に札幌市等で発生した浅漬による腸管出血性大腸菌O157の食中毒を受け、漬物製造業者の効率的・効果的な監視指導を実施し、漬物の安全性を確保するため、福岡県では報告制度（福岡県漬物製造業に関する取扱要綱）を制定し、平成25年5月31日から報告書の受付を開始しました。

この制度の開始により、漬物を製造して販売する場合は、規模にかかわらず、事前に南筑後保健福祉環境事務所あて報告書の提出をお願いします。（手数料は不要です）

なお、「浅漬」は加熱工程がなく、製造工程中で十分な殺菌ができないため、洗浄・殺菌や低温管理など、原料から製品までの一貫した衛生管理が必要です。

● 問い合わせ 南筑後保健福祉環境事務所食品衛生係（☎0944・72・2162）

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a10/pickle-report1.html

市民のスポーツ活動に体育館や運動場を開放しています。利用したい人は必ず「利用者の会」に参加してください。

※利用者の会に参加するには事前に団体登録が必要です。

《8月利用者の会》

● 日にち 7月20日（土）

● 時間・学校名 13時30分～（福島小、長峰小、福島中）

14時15分～（八幡小、岡山小、西中）

15時～（上妻小、三河小、南中）

15時45分～（忠見小、川崎小、見崎中、上陽北浜学園）

相談はお気軽にどうぞ

無料法律相談 予約

- 7月18日(木)※7/5 予約開始、
8月1日(木)※7/25 予約開始
／相談 13:00～16:00／予約・法
務局八女支局 ☎23・2603
- 7月12日(金) 13:30～16:00／
社会福祉会館 ※予約 ☎23・0294
- 7月19日(金) 13:30～16:00／
ふじの里(黒木) ※予約 ☎42・2131
- 7月26日(金) 13:30～16:00／地域
福祉センター(上陽) ※予約 ☎54・3003
- 7月19日(金) 10:00～12:00／八女
商工会議所 ※予約 ☎22・5161

男女共同参画推進支援委員相談 予約

- 7月11日(木)13:30～16:30※予約
男女共同参画・生涯学習課 ☎23・1314

女性相談

- 7月22日(月)9:30～11:30
／働く婦人の家(立花)

障害者等相談支援センターリーベル出張相談

- 7月16日(火)10:00～11:00
／黒木総合支所
- 7月12日(金)13:00～14:00
／矢部公民館

問い合わせ＝リーベル ☎22・2610

なんでも人権相談(法務局 ☎23・2603)

- 7月5日(金)13:00～16:00
／社会福祉会館

行政相談(総務課 ☎23・1111)

- 7月4日(木)13:30～16:00/社会福祉会館
- 7月3日(水)、17日(水)9:30～12:00
／ふじの里(黒木)
- 7月9日(火)13:30～16:00
／地域福祉センター(上陽)
- 7月8日(月)13:30～16:00
／立花市民センター

司法書士相談(社協 ☎23・0294)

- 7月19日(金)13:30～16:00
／社会福祉会館
- 7月12日(金)13:30～16:00
／ふじの里(黒木)

心配ごと相談(社協 ☎23・0294)

- 7月3日(水)、17日(水)、31日(水)、

13:30～16:00 /社会福祉会館

- 7月3日(水)、17日(水)9:30～12:00
／ふじの里(黒木)
- 7月10日(水)、24日(水)13:30～16:00
／地域福祉センター(上陽)
- 7月10日(水)、24日(水)9:30～12:00
／かがやき(立花)

税務相談会

- 7月8日(月)10:00～15:00/商工会議所

不動産に関する何でも相談会

- 7月24日(水)13:00～15:00/商工会議所

経営支援相談会 予約

- 7月16日(火)13:30～16:30
／商工会議所 ※予約 ☎22・5161

補聴器の修理と相談(福祉課 ☎23・1335)

- 7月16日(火)13:00～14:30
／八女市役所102会議室
- 7月11日(木)9:00～10:00
／地域福祉センター(上陽)

- 7月12日(金)・16日(火)10:00～12:00
／ふじの里(黒木)

- 7月16日(火)10:00～12:00
／かがやき(立花)
- 7月25日(木)10:00～12:00/星野支所

家庭児童相談室 予約

- 平日9:30～16:00 /市役所内
※予約 (☎23・1448)

こころの健康相談 予約

- 毎週月曜日14:30～16:00
／南筑後保健福祉環境事務所分庁舎
(八女総合庁舎)※予約 ☎0944・72・2176

エイズ検査 予約 とエイズ電話相談

- 毎週月曜14:00～15:00 /南筑後保
健福祉環境事務所分庁舎(八女総
合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2812

弁護士多重債務相談 予約

- 毎週火曜13:30～16:00 /社会福祉
会館 ※予約 ☎0942・30・0144

消費生活相談(来訪または電話相談)

- 月～金曜 8:30～16:30 /八女市
役所消費生活相談窓口 ☎23・1183
- 毎週水曜9:00～16:00 /黒木総合
支所第3相談室 ☎42・1111

消費生活無料法律相談 予約

- 7月16日(火)13:00～16:00/八女市役
所消費生活相談窓口 ※予約 ☎23・1183

電話相談

教育相談 予約

- 平日9:00～17:00 /八女市教育委員会
※予約 ☎0120・784・110

教育相談 予約

- 無休・24時間受付 /南筑後教育事務所
※予約 ☎0942・52・4949

交通事故相談

- 平日9:15～17:00 /日本損害保険協
会そんぽADRセンター ナビダイヤル
※全国共通 (☎0570・022808)

犯罪被害者相談電話

- 平日9:00～17:45 /県警察本部
(☎092・632・7830)

難病ホットライン

- 平日8:30～17:15 /南筑後保健福祉
環境事務所 (☎0944・72・2610)

多重債務相談

- 平日9:00～12:00、13:00～17:00/
福岡財務支局 ☎092・411・7291

クレジット・サラ金・ヤミ金・違法年金担保相談

- 平日18:00～20:00 /福岡県青年司
法書士協議会 (☎092・724・9505)

労働トラブル電話相談

- 毎週火曜日20:00～21:00 /福岡県青
年司法書士協議会 (☎092・724・9505)

高齢者総合相談窓口(平日8:30～17:15)

【地域包括支援センター】

- 八女市地域包括(本所内) ☎23・1203
- 八女市東部地域包括(黒木総合支
所内) ☎42・1119

【高齢者相談センター】

- 社会福祉協議会 (☎23・0294)
- 上陽支所 (☎54・3629)
- 黒木支所 (☎42・2131)
- 立花支所 (☎37・0036)
- 矢部支所 (☎47・3123)
- 星野支所 (☎52・3165)

7月に納めるもの

- 固定資産税(第2期) ● 国民健康保険
税(第1期) ● 介護保険料(第1期)
- 後期高齢者医療保険料(第1期)
- 住宅家賃 ● 保育料

納期限・口座振替日は7月31日(水)

※納税は、安全便利な口座振替をご利用ください。納期限内の納付にご協力ください。遅れると延滞金が加算されることになります。※納付書をなくされた人は担当課へご連絡ください。

▼人口と世帯(5月31日現在)

人口	68,388	(-33)
男	32,211	(-4)
女	36,177	(-29)
世帯数	24,206	(+13)
※()内は前月比		

▼5月の異動

出生	44人	転出	178人
転入	187人	死亡	86人

▼5月の火災・救急の状況

火災出火件数	8件	(16件)
救急出動件数	253件	(1,248件)
救急搬送人数	253人	(1,209人)

▼5月の交通事故の状況

人身事故発生件数	54件	(206件)
傷者	59人	(275人)
死者	0人	(1人)

※()内は1月からの累計

おたんじょうびおめでとう

満1歳のお子さまの写真を募集しています（ただし市内に住民登録があるか実際に住んでいる人に限る）。氏名・生年月日・住所・簡単なコメント（30字以内）を添えて、誕生日前月の7日までに直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。応募多数の場合は先着順となります。●申し込み=市長公室秘書広報係 ☎23・1110

 <p>大淵 歩夢ちゃん H24年7月1日生(室岡) 1歳おめでとう!!これから兄弟なかよく元気に大きくなってね♡</p>	 <p>安永 純ちゃん H24年7月1日生(西唐人町) その笑顔でいつも癒やされます♡姉妹仲良く元気に育ってね☆</p>	 <p>石橋 和佳奈ちゃん H24年7月2日生(星野村) わかちゃんの笑顔に癒やされます。元気で優しい子に育ってね。</p>	 <p>石橋 功規ちゃん H24年7月3日生(酒井田) 功規おめでとう♡ごはんいっぱい食べて大きくなってね!</p>	 <p>内藤 千絢ちゃん H24年7月9日生(国武) ちいちゃんお誕生日おめでとう。毎日笑顔をおさがと♡すくすく大きくなーれ♡</p>	 <p>山口 凜ちゃん H24年7月9日生(星野村) 活発な凜ちゃん。心も体も強く大きくなってネ。お誕生日おめでとう。</p>	 <p>安部 璃一ちゃん H24年7月10日生(本町) 1歳のお誕生日おめでとう☆璃一くん笑顔が大好きです♡</p>
 <p>原 悠誠ちゃん H24年7月10日生(白木) お誕生日おめでとう!!お兄ちゃんと仲良く元気に育ってね♡</p>	 <p>平 健心ちゃん H24年7月11日生(白木) ☆祝1歳☆お誕生日おめでとう。元氣いっぱい大きくなってね。</p>	 <p>渡辺 美礼ちゃん H24年7月11日生(吉田) 生まれてきてくれてありがとう。元氣いっぱい健康に育ってね!!</p>	 <p>栗原 彩羽ちゃん H24年7月13日生(本村) 1才のお誕生日おめでとう。モリモリ食べて元気に大きくなってね。</p>	 <p>上村 諒音ちゃん H24年7月14日生(本) 1歳おめでとう!!みんなあざと笑顔にいやされています♡</p>	 <p>岡 美里ちゃん H24年7月16日生(本町) お誕生日おめでとう♡いつも元氣な美里ちゃんがいってくれて幸せだよ。</p>	 <p>田中 文祐ちゃん H24年7月17日生(高家) いつも元氣をくれる文祐ちゃん。優しい子に育ってね。</p>
 <p>井手 理仁ちゃん H24年7月18日生(木屋) お誕生日おめでとう!兄弟仲良く元気に笑顔で大きくなってね。</p>	 <p>平島 大威心ちゃん H24年7月20日生(忠見) ☆祝1歳☆大ちゃんのお笑顔は宝物♡元氣いっぱい育ってね!</p>	 <p>安達 玲美ちゃん H24年7月21日生(馬場) れみちゃんのお顔が愛しい♡幸せをありがとう。元気に成長してね!!</p>	 <p>梅崎 乃愛ちゃん H24年7月23日生(馬場) 乃愛ちゃん♡お誕生日おめでとう。元氣いっぱい育ってね♡</p>	 <p>川原 愛衣良ちゃん H24年7月23日生(忠見) 愛衣良おめでとう♡これからも笑顔で元気に育ってね♡</p>	 <p>森田 夏妃ちゃん H24年7月24日生(上陽町) いつも笑顔をおさがと♡なつちゃん大好き♡</p>	 <p>西村 昇真ちゃん H24年7月28日生(本) 1歳おめでとう♡食欲と笑顔は天下一品!元気に優しく育ってね。</p>

茶のくに観光案内所のおすすめスポット



No.2

子どもたちが心待ちにしている夏休みまであと少しです。夏といえばキャンプ、今回は池の山キャンプ場を紹介いたします。

「子どもたちには都会では経験できない自然の素晴らしさを体感してほしい。その仕掛け人でありたい」と話すりフレッシュ施設長の荒川茂さん。日本キャンプ協会キャンプデザイナー1級などの資格を持ち、年間15プログラムの野外活動を実施。季節ならではの茶摘み、山菜狩り、川遊び等、子ども目線のキャンププログラムは魅力的です。

また、キャンプ場周辺はたくさん草花が育つ自然の宝庫。国内では滅り続けている絶滅危惧種のオグラボコネも自生し、麻生池では年々増え続けています。荒川さんが「麻生池で「一番面白い」と話すのはイトタヌキモという絶滅危

惧種の水草（耐寒性多年草）。根っこがない食虫植物でプランクトンをかき集め食べて生きる珍しく貴重な生き物です。観察以外にも森の工作館ではいろいろな工作もできます。

麻生池の周りではアカゲラのドラミング（木を突く行動）の音があちらこちらから聴こえ、水面にめつたに上がることがない白ひげナマズが餌をもらいにコイと絡みに水面に顔を出し、6月末にはよりよぶの花が咲き誇ります。昨年の災害で自然の恐ろしさを知りました。それ以上に魅力あふれるものだと感じる事ができる池の山キャンプ場へ、ぜひお出かけください。



池の山キャンプ場 in 星野村

ぜひキャンプシーズン、近場で自然を満喫できる星野村へ。夏休みにはバンガローと平日のロッジにまだ空きがあります。心よりお待ちしております。



今年の夏は大人でも子どもでも楽しめる池の山キャンプ場へ、ぜひお出かけください。

茶のくに観光案内所 予約し

●問い合わせ 池の山キャンプ場 (052-26910)



編集後記

▼元氣いっぱい白百合幼稚園の子たち。急なお願いにもかかわらず早く取材受けていただきありがとうございました。子どもたちの笑顔に癒やされ元氣をもらいました(M・M)(K・S)

～ あたらしい郷土づくり～

ふるさとの恵みを生かし 安心して心ゆたかに暮らせる 交流都市 八女

■編集・発行 八女市役所市長公室秘書広報係
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
TEL 0943・23・1110 FAX 22・2186
■URL: <http://www.city.yame.fukuoka.jp/>
■E-mail: mail@city.yame.fukuoka.jp

※この広報紙は竹パルプ10%配合の環境に配慮した紙を使用しています

FM YAME 80.1MHz NOW ON AIR!

FM八女制作番組 「がまだすワイド 801」
毎週月曜～金曜 13:00～15:00 生放送!
※20:30～22:10まで毎日再放送しています。

